

総行行第 252 号  
令和 6 年 5 月 31 日

各都道府県総務部長 殿  
(行政書士担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

行政書士法施行規則の一部を改正する省令 (令和 6 年総務省令第 58 号。以下「改正省令」という。) は、令和 6 年 5 月 31 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行することとされました。

行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 1 条の 2 の規定により、官公署に提出する書類 (電磁的記録を含む) の作成は行政書士の業務とされていますが、同法第 19 条第 1 項ただし書における行政書士法施行規則 (昭和 26 年総理府令第 5 号) で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として同規則で定める者が電磁的記録を作成する場合は、同法第 1 条の 2 の適用除外とされています。

改正省令の内容は、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス (軽自動車 OSS) の拡充に際し、手続として新たに軽自動車に係る道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 59 条第 1 項に規定する新規検査の申請を指定し、その手続を行う者として、一般社団法人日本自動車販売協会連合会及び一般社団法人全国軽自動車協会連合会を指定するものです。

貴職におかれては、改正省令の施行が円滑に行われるとともに、適切な運用がなされるよう、御配慮くださいますことをお願いいたします。

また、日本行政書士会連合会会長に対しては、別添のとおり通知し、各行政書士会への周知を依頼しております。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。